

# 仕様書

## 1. 業務名

さかsherサイト保守管理業務

## 2. 業務目的

さかsherサイト（以下「本サイト」という。）の円滑な運用を図るため保守管理をおこなうもの。

さかsherHP：<https://sakacil.com/>

『さかsher』は、国が公開している企業のオープンデータ（※1）をもとに、堺市内に本社等を構える約 2万4千社（※2）の法人企業情報を掲載し、市内企業が自ら情報を入力することも可能となるオープンデータポータルサイトです。

### ※1オープンデータ

国や地方公共団体・事業者が公開したデータで、「誰もが利用（加工・編集・再配布等）できること」「営利・非営利に関わらず二次利用が可能であること」「機械判読できること」「無償で利用できること」といった条件が定められたもの。国では、法人の基本3情報（1. 商号又は名称、2. 本店又は主たる事務所の所在地、3. 法人番号）をはじめとする企業情報をオープンデータとして公開しています。

### ※2 約2万4千社の市内企業

国税庁法人番号公表サイトで公表されている、堺市に本店等を登記している法人企業（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）の総数

システム構成図は別紙を参照。

## 3. 履行場所

堺市産業振興センター（以下「本センター」という。）及び本センターが指定する場所（本センター等に常駐する必要なし）

## 4. 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 5. 業務内容

本サイトの運営管理を次のとおり行う。

- (1) ページの更新・追加、コンテンツ管理：更新・追加頻度は随時。誤字脱字等の確認、最低週1回のデータのバックアップ等
  - ① 既存ページの更新(簡易な修正、追記等)については、本センターが指示した時点から3日以内に更新作業を完了させること。作業の指示及び期限に関しては、本セン

ターの営業日（平日）を基準とするので、土日祝の指示はなく、作業期限が土日祝をまたぐ場合は、土日祝を含まない日数とする。

- ② 緊急的に掲載が必要な場合は、本センターが指示する期限までに作業を完了させること。なお、作業期限については、原則2日以内とするが、本センターと協議の上、決定することは可能である。
- ③ 依頼時間は、本センター開館時間である午前9時～午後5時30分の時間帯であるが、緊急の場合等は、上記時間以外に依頼する可能性がある。但し、この場合は、翌営業日（翌営業日が土日祝の場合は、週明けの平日）に依頼内容を確認し、作業を行っても構わない。
- ④ コンテンツ管理については、誤字脱字等の確認、データのバックアップ等を行うこと。

#### 【主な更新項目】

- ・「お知らせ」の作成
- ・サイトの説明についての修正 など

#### 【ページ作成・更新にあたっての注意事項】

- ・「JIS X 8341-3：2016」及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」に沿った、ウェブアクセシビリティに対応したサイトとすること。（但し、準拠が難しいものについては、本センターと協議の上、対応策を決定する。）
- ・文字、レイアウト、色づかい等は、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。

参照先：「堺市ユニバーサルガイドライン」、「わかりやすい印刷物の作り方」

- ・原則、掲載するロゴマーク、キャラクター、写真及びちらしデータ等については、本センターより提供する。（指定原稿フォーマット以外に、写真等画像データのみ提供可能）

#### ■作業の流れ

- [1] 本センターより原稿を提出 [2] 受注者が掲載ページ案を作成
  - [3] 本センターがページ案の内容をチェック [4] 受注者により本サイトに掲載
- ・毎日、企業情報の登録確認を行い、新しい登録があった場合は、次の更新までに公開又は非公開の設定をする。不適切な登録内容があった場合は、センターに報告し非公開とする。

#### (2) ホスティングサーバ(sakacil.com ドメインの移管も含む)の移行

- ① 受注者は、令和5年4月1日より、管理・運營業務を遂行するため、本センター指定もしくは、本センターの許可を得たサーバに本サイトの移管を行うこと。
- ② 本サイト管理・運用に必要な外部サービス等に関しては、令和4年度受注者より適宜引継ぎを受けること。

本サイトは、ウェブ公開されており、常時安定した運用を行うことが必要となる。

- ③ 令和5年4月を目処として、現行のサーバから新サーバに入れ替える予定となっている。入れ替える前の開発・検証用サーバの運営を行うとともに新サーバの円滑な入れ替えを実施する。
  - ④ サーバのホスティング契約（sakacil.com のドメインを含む）に係る費用（12ヶ月分）は本業務に含むこと。
- (3) ページの管理・セキュリティ対策（漏えい、改ざん防止のための不正アクセス防止策等）
- ① (a) 専門知識を有する管理者によって適切に管理し、セキュリティ対策については十分に配慮すること。システム障害やウイルス等については、適切な対処を行うこと。セキュリティ等に関する 緊急な事態が発生した場合には、ただちに報告するとともに、本センターと協議の上、適切な対応を講じること。  
(b) 国や自治体等をターゲットとしたサイト攻撃が発生する中、本サイトでも定期的なウェブのセキュリティ診断をする予定である。診断に関しては、IPA(独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター)の「安全なウェブサイトの作り方」改訂第7版を参照に、年4回程度実施し、本センターに報告すること。実施にあたっては受注者以外による診断とし、実施に係る費用は、本委託内容に含むものとする。但し、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)による無料診断ツールによる診断がされた場合は、受注者に結果を報告することになる。  
(現在のところ、無料診断ツールで診断する可能性は高い。)
  - ② (a) 法令及び本センターの情報セキュリティポリシーを遵守し、本サイトに係るセキュリティホールやバグ等の不具合が発見されたときは、適切なプログラムの適用又はバージョンアップ等により、セキュリティレベルを維持することのほか、管理システムへの適切なアクセス制限、不正アクセス防止及び改ざん防止策を施すこと。  
(b) 暗号化された HTTPS 通信を利用することとし、サーバ証明書等の費用等、ライセンスに関する一切の費用は本業務に含むこと。  
(c) 毎年継続して本サイト維持管理に費用が発生する可能性がある場合は、本センターとの協議の上決定すること。
- (4) IPv6 への対応
- ① 本サイトにおいて IPv4 を維持しながら、IPv6 からの利用を可能としていくため、サーバ管理者に今後の対応やスケジュール等を確認の上、IPv6 への対応が必要となった場合は、手続きの代行（申請等）を行う。  
(但し、受注者による費用負担なし。)
- IPv6 への対応が必要となる場合とは、国や本市関係部局より対応に関する指示があった場合やサーバ管理者から通知が来た場合を想定している。

- ② 対応に伴い、サイトの大幅な変更が必要になった場合は、令和6年度以降に本格的な対策を講じる予定である。
- (5) サイト内掲載情報の監視  
本サイト内掲載情報で公序良俗に反するものや特定の個人を誹謗中傷する等の不適切な情報の記載がないかのチェックを定期的実施。発見した場合、本センターに速やかにメールにて連絡を入れた上で掲載の取り下げや削除を行うこと。
- (6) 障害発生時等の対応  
システム障害が発生した場合は、本センターに第一報を入れた上で、必要な場合は、レンタルサーバ会社との連絡を取りながら早急に復旧作業を行うこと。また、障害の原因について調査し、対策を講じるとともに、その障害内容、発生日時、原因などを報告すること。また、必要に応じ、障害発生 初期の段階で前もって対応方法を示すこと。
- (7) 問い合わせ対応  
本センターのシステム管理者からの各種問合せに対応すること。対応時間は、平日（祝祭日を除く）の午前9時00分～午後5時30分とする。なお、時間中に対応が困難な場合は、本センターが別途指定する時間に対応を行うこと。
- (8) その他  
更新作業等の運営管理は、受注者の事務所（会社）で行うため、本センターで作業を行うことは原則ないが、セキュリティに関し重要な問題が発生し、緊急的な措置が必要となり、今後の対応を協議する場合等は、本センターで打合せや作業等を行う場合がある。
- (9) アクセス解析
- ① 毎月2回（15日、月末）アクセス解析を行い、報告を行う。  
必要な内容は、アクセス数（トップページ等）、ユーザー数、参照元、検索エンジンの場合は検索キーワードである。これまで使用している「Google Analytics」を原則使い、メールで報告を行う。解析結果報告に伴う打合せの必要はない。
- ② アクセス解析に関しては、既存の設定を利用（過去の受注者に対し接続許可を申請）するか、新たに接続を設定するかの判断は、本センターの判断に基づく。なお、アクセス解析に係る費用は、本委託内容に含むものとするものとする。

#### (10) 改善提案

アクセス数増加のための検索エンジン最適化をはじめ、機能改善についてアイデアがあれば都度提案を行う。

### 6. 成果品

報告書：2部

- ・HP 更新内容（新規作成ページ一覧、更新一覧等）
- ・アクセス解析結果
- ・IPv6 対応に係る書類（対応を行った場合のみ）

### 7. その他留意点等

- (1) 本業務で発生した著作権は、本センターに帰属する。
- (2) 受注者は、個人情報はもとより業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。これらは、本契約終了後も同様とする。
- (3) 受注者の責務として、次に掲げる条件を付する。
  - ・個人情報等の漏洩、紛失、改ざん及び破損の防止
  - ・委託事務以外への利用禁止
  - ・第三者への提供の禁止
  - ・複写の禁止
  - ・提供資料の返還義務
  - ・個人情報等の管理にかかる検査に応じる義務
  - ・事故報告義務
  - ・条件に違反した場合の契約解除及び損害賠償に関すること
  - ・受注者の責任による個人情報等の漏洩等が発生した場合は、発注者及び発注者以外の影響を及ぼした者に対し適切な処置を講ずること
  - ・受注者の責任により、利用者及び発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること
- (4) 業務を受託したとき、受注者は信義を守り誠実に履行しなければならない。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた内容については、受注者は本センターと協議を行い、それに基づく指示に従うものとする。（大幅なデザインや仕様変更はない。）
- (6) 委託業務について、研究機関等と共同で行う場合には、事前に本センターの承諾を得なければならない。
- (7) 業務を円滑に遂行するため、当初は令和4年度受注者より適宜引継ぎを受け、業務終了時期には、令和6年度受注者への引継ぎ作業を行うこと。引継ぎに係る費用については、本委託内容に含むものとする。
- (8) 「暴力団等の排除について」を遵守すること。